

5 法定外税

(1) 制度改革の内容

地方分権一括法により、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」などに変更されたものです。また、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするものとされたものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じて法定外税の新設などを行い、税収を地域づくりなどに活用できるようになりました。

事例

駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進 太宰府市(福岡県)

従来、法定外普通税の申請は、総務大臣の「許可制」とされてきたが、地方分権改革により、「同意を要する事前協議制」となり、駐車場利用者から税を徴収する独自の条例を定め、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策が実現

地域の課題

従前

- 太宰府市には、歴史的文化遺産が数多く存在し、年間約550万人が訪れていたが、九州国立博物館の開館を控えて、来訪者の更なる増加が予想されていた
- このような中、史跡・観光ルートを中心とした環境の整備や、深刻な交通渋滞対策のための財源確保が課題に

見直し

地方分権一括法により、地方税法が改正され、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」に移行し、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするものとされた

取組後

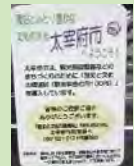
- 住民に住みやすく、来訪者が再び訪れたいまちづくりのため、条例を制定し、「歴史と文化の環境税」を導入
- 有料駐車場の利用者に駐車料金と併せて、50～500円を徴収し、用途の透明性を確保しつつ、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策に活用

取組の成果

- 税収は、平成26年度は約7,200万円、平成15年度の導入以降、累計6億9,000万円に
- 各種のハード及びソフト事業による観光資源の充実により、来訪者が増加し、住民の生活環境が改善



環境税を活用し、駅前広場を舗装化し、バス停車帯を設置



環境税周知のための看板

